

あわぎん自動定期化サービス規定

1. (定期預金の自動作成)

本サービスによる定期預金の作成は、あらかじめ指定をうけた振替日（以下「振替指定日」という）に後記2による振替金額を指定普通預金口座から自動引落しのうえ指定定期預金口座へ自動的に預入れる方法により取扱います。ただし、振替指定日が銀行休業日にあたる場合は、翌営業日に取扱います。

2. (振替金額)

- (1) 振替指定日の前日における指定普通預金口座の最終残高があらかじめ指定をうけた残高（以下「振替基準残高」という）を超えた場合は、1口の定期預金を自動作成します。この場合、定期預金への振替金額は、振替基準残高を超過した金額で、あらかじめ指定をうけた最少振替金額の整数倍の金額とします。ただし、この金額はあらかじめ指定をうけた1回あたりの振替限度額までとします。
- (2) 振替基準残高を超過した金額が最少振替金額に満たない場合は、通知することなく、その月の定期預金の自動作成は行いません。

3. (自動作成する定期預金の種類)

自動作成する定期預金の種類は、期間3年の自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）とします。

4. (定期預金の継続方法)

本サービスにより作成した定期預金は、満期日に、満期日の当行所定の利率により同一の定期預金種類で自動継続します。以後同様に取扱います。ただし、指定定期預金口座が積立式定期預金の場合は積立式定期預金規定により取扱います。

5. (指定普通預金口座からの自動引き落とし)

指定普通預金口座からの振替金額の自動引落しについては、預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

6. (変更・解約)

振替指定日、最少振替金額、振替限度額等を変更する場合、ならびにこの取扱いを解約する場合はあらかじめ書面によって当店に届出てください。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2021. 3. 15 現在)